附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年七月一日から施行する。

（特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特許法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする特許出願（施行日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）及び第四十六条の二第二項の規定により施行日前にしたものとみなされるもの（以下この条において「施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。）を含む。）について適用し、施行日前にした特許出願（施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）については、なお従前の例による。

（実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定は、第二条の規定による実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置に関して準用する。

○国土交通省令第五十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（環境政策企画官及び交通環境・エネルギー対策企画官） **第十九条**　環境政策課に、環境政策企画官及び交通環境・エネルギー対策企画官それぞれ一人を置く。 2　環境政策企画官は、命を受けて、環境政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。 3　（略） （広域制度企画室及び調整室並びに広域地方計画官） **第三十九条**　広域地方政策課に、広域制度企画室及び調整室並びに広域地方計画官一人を置く。 2　広域制度企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）の施行に関することを除く。）。 二　（略） 3～6　（略）	（地球環境政策企画官及び交通環境・エネルギー対策企画官） **第十九条**　環境政策課に、地球環境政策企画官及び交通環境・エネルギー対策企画官それぞれ一人を置く。 2　地球環境政策企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る地球環境の保全（良好な環境の創出を含む。）及び循環型社会の形成の推進に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（交通に関連するものに限る。）をつかさどる。 3　（略） （広域制度企画室及び調整室並びに広域地方計画官） **第三十九条**　広域地方政策課に、広域制度企画室及び調整室並びに広域地方計画官一人を置く。 2　広域制度企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。 二　（略） 3～6　（略）